【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年８月14日
【会社名】	株式会社商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　武藤　光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目１番１号
【電話番号】	（０３）３５８７局７０２６番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　中島　孝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目１番１号
【電話番号】	（０３）３５８７局７０２６番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　中島　孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　０円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額　465,560,000円 （注）１．本募集は、平成26年６月24日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成26年８月１日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。 ２．募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。また、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、平成26年８月１日提出の有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社商船三井　名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社商船三井　関西支店 （大阪市北区中之島三丁目３番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年８月１日付で提出した有価証券届出書以降、四半期報告書（平成26年度第１四半期）を平成26年８月14日に提出いたしましたので、参照書類を追加するため、またこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第三部　参照情報

第１　参照書類

第２　参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成27年３月期第１四半期の連結業績の概要

３【訂正箇所】

訂正箇所は______線で示しております。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照のこと。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成25年度）自平成25年４月１日　至平成26年３月31日
平成26年６月24日関東財務局長に提出

２【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年８月１日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を平成26年６月27日に関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年８月１日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく臨時報告書を平成26年８月１日に関東財務局長に提出

（訂正後）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照のこと。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成25年度）自平成25年４月１日　至平成26年３月31日
平成26年６月24日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（平成26年度第１四半期）自平成26年４月１日　至平成26年６月30日
平成26年８月14日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年８月１日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を平成26年６月27日に関東財務局長に提出

４【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年８月１日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく臨時報告書を平成26年８月１日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類である有価証券報告書（平成25年度）に記載された「事業等のリスク　(5) 公的規制」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク　(5) 公的規制」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については　　　罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記「事業等のリスク　(5) 公的規制」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

［事業等のリスク］

(5) 公的規制

当社グループの主たる事業分野である外航海運業では、設備の安全性や船舶の安全運航のために、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等様々な公的規制を受けております。また、その他の事業分野も含め、事業を展開する各国において、事業・投資の許可をはじめ、運送、通商、独占禁止、租税、為替規制、環境、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。これらの規制を遵守するためコスト増加となる可能性があり、当社グループの活動が制限され、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

平成26年３月18日、公正取引委員会より特定自動車運送業務の取引に関連して、複数の事業会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。本件は当社を含めた関係事業者に対し、独占禁止法違反の行為があったとして平成24年９月６日に同委員会の立入調査を受けていたものです。当該発表においては、当社についても独占禁止法に違反する行為があった旨の言及がありますが、当社は上記立入調査より前に違反のある行為を取り止めていたこと、及び同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、上述の命令のいずれも受けておりません。なお、当社連結子会社の日産専用船株式会社は課徴金減免制度の適用を申請し、課徴金の減額を認められましたが、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

当社グループは米国、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象にもなっており、これら調査には引き続き全面的に協力してまいります。また、他船社と完成自動車車両の海上輸送サービスの価格調整等を行ったとして、当社グループに損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

平成26年４月19日、当社運航の鉄鉱石運搬船が中国浙江省において中国当局の差し押さえを受け、同年４月24日、本船の差し押さえは解除されました。本件は日中戦争直前に当社の前身企業が中国船主より定期傭船した貨物船に関連する中国での民事訴訟によるものです。なお、前年度までに会計上の手当てをしておりますので、本件による当期業績への影響は軽微です。また、本件以外に同種の訴訟はありません。

（訂正後）

参照書類である有価証券報告書（平成25年度）及び四半期報告書（平成26年度第１四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。